資料3

厚木市一般廃棄物処理基本計画の骨子（案）について

Ⅰ　厚木市一般廃棄物処理基本計画策定について

第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の背景と趣旨

我が国における、これまでの大量消費、大量生産、大量廃棄の大量消費社会では、ごみの大量発生とその処理に伴う環境負荷の増大や資源の消費拡大を招いていましたが、こうした社会情勢から脱却するため、平成 12 年度に「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）が制定され、３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用）の推進と廃棄物の適正処分を行うことにより、天然資源の消費抑制、環境負荷を低減する持続可能な循環型社会の構築を目指してきました。

国際的にも、持続可能な世界を目指し、平成 27 年（2015）９月に「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：ＳＤＧｓ）」を核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連において採択されるなど、ＳＤＧｓの掲げる目標達成に向けた取組を推進することが求められています。

本市においても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）（以下、「廃棄物処理法」という。）第６条に基づき、平成５年度に一般廃棄物処理基本計画を策定しました。その後、平成 21 年度に現在の収集体制となるごみ減量化・資源化新システムを市内全域で開始し、ごみ減量化 30％、資源化 35％を目標とするミッション 35 に取り組み、平成 26 年度に現在の厚木市一般廃棄物処理基本計画（以下、「現計画」という。）を策定しました。現計画は、第９次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の個別計画であり、第４次厚木市環境基本計画と連携及び整合性を図りながら、「持続可能な循環型社会の実現」を基本目標として、ごみの減量化による温室効果ガスの発生削減や、資源化による天然資源の有効利用に取り組み、循環型社会の実現を目指してきましたが、現時点では、目標達成が難しい状況です。

こうした状況の中、より一層の循環型社会の実現を目指すために、令和３（2021）年度を始期とする新たな一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画では、現計画策定以降のごみ処理を取り巻く近年の社会情勢等を踏まえ、一般廃棄物の処理について、現状の課題を抽出、分析するとともに、その課題の解決に向けて市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び行政が一体となり、更なる循環型社会の実現を目指します。

生活排水処理については、平成 13 年４月 １ 日から原則として単独処理浄化槽の新規設置が禁止されています。単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することが喫緊の課題であり、合併処理浄化槽による生活排水の適正な処理により豊かで快適な水環境及び生活環境を目指します。

2　計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第６条第１項及び厚木市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例第８条第１項に基づいて策定するものです。本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画に位置し、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成します。

また、第 10 次厚木市総合計画及び第５次厚木市環境基本計画の基本理念や基本方針を具体化するための個別計画であるため、各計画と整合性を図ります。

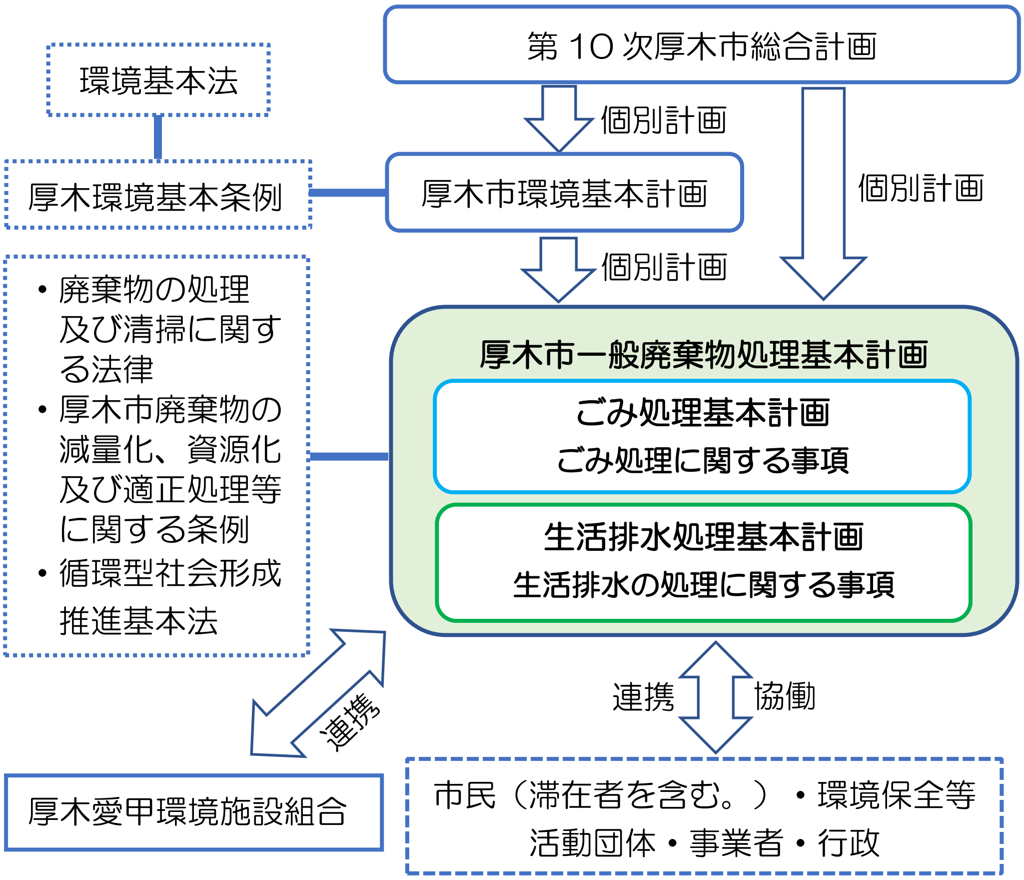

3　計画期間

本計画は、第 10 次厚木市総合計画の第１期基本計画の計画期間及び第５次環境基本計画と合わせるため、令和３（2021）年度から令和８（2026）年度までを計画期間とします。

なお、制度改正等、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や、目標に向けた計画の進捗状況等も踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画期間のイメージ】

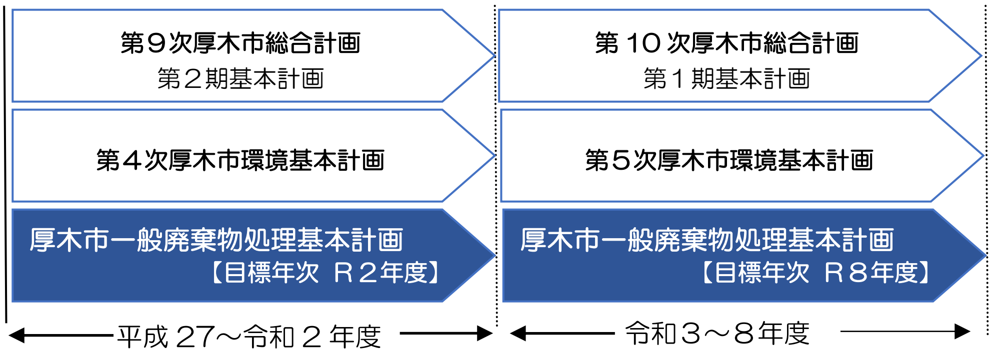

Ⅱ　ごみ処理基本計画

第１章　循環型社会形成に向けた現状と課題

１　循環型社会に関連する国・県の動向、国際動向

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理及び処分に重点を置いてきましたが、廃棄物の発生量の増加や、それに伴う最終処分場の不足等の問題の抜本的な解決を図るため、施策の重点がごみの排出量そのものの抑制へと移行しました。循環型社会形成推進基本法の施行を機に、リサイクル法も次々と施行され、環境負荷の低減や資源循環の促進に重点を置くことが求められてきました。次に、国の関連法や県の計画などの動向や国際動向を示します。

年	月	関連する法、計画など
平成 12 年（2000 年）	４月	容器包装リサイクル法
平成 13 年（2001 年）	１月	循環型社会形成推進基本法
	４月	家電リサイクル法（家電品）
		資源有効利用促進法（各種製品、パソコンなど）
		グリーン購入法
	５月	食品リサイクル法
平成 15 年（2003 年）	３月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成 17 年（2005 年）	１月	自動車リサイクル法
平成 20 年（2008 年）	３月	第２次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成 25 年（2013 年）	４月	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
	５月	第３次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成 27 年（2015 年）	９月	持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）
	12 月	パリ協定（脱炭素社会の実現）
平成 29 年（2017 年）	３月	神奈川県循環型社会づくり計画（県）
平成 30 年（2018 年）	６月	第４次循環型社会形成推進基本計画（国）
	９月	かながわプラごみゼロ宣言（県）
	12 月	かながわＳＤＧｓ取組方針（県）
令和元年（2019 年）	５月	プラスチック資源循環戦略（国）
	６月	大阪ブルー・オーシャン・ビジョン合意
	10 月	食品ロスの削減の推進に関する法律

２　循環型社会形成に向けた本市の現状

現計画の策定以降、廃棄物を取り巻く社会情勢が変化しており、本市の現状も変化しています。

（１）人口

本市の人口の推計は、厚木市人口ビジョンの推計に基づき、次のとおりとなります。

なお、本計画の策定においては、第 10 次厚木市総合計画の人口推計に基づいた数値を推計値とします。

	実績（10 月 1 日現在）		将来推計	
年　度	平成 27 年度	平成 31 年度	令和２年度	令和７年度
人　口	225,714 人	224,677 人	229,113 人	227,280 人

（２）ごみ処理体制

本市のごみ処理体制は、次のとおりです。

ア　焼却処理施設

施設名	所在地	処理能力
厚木市環境センター	厚木市金田1641-1	327t/24h（109t×3炉）

イ　破砕処理施設

施設名	所在地	処理能力
厚木市環境センター	厚木市金田1641-1	50t/5h

ウ　資源化処理施設

施設名	所在地	処理能力
厚木市資源化センター	厚木市上古沢1013	缶類　11.3t/5h びん類　14.0t/5h ペットボトル　3.5t/5h

エ　一般廃棄物処分業者の処理施設

施設名	所在地	処理能力
㈱セイワ	厚木市金田952-1	焼却　6.88t/8h
中央カンセー㈱	厚木市上依知2861-1	選別・圧縮　4.00t/8h 溶融　0.64t/8h
㈲大成産業	厚木市三田2468	破砕　15.20t/8h
㈱ヒロコーポレーション	厚木市三田3082-1	破砕　3.36t/8h
	厚木市下荻野871	破砕　4.32t/8h
ベストトレーディング㈱	厚木市金田1141-3	選別･洗浄･脱水　2.40t/8h
㈲長澤商事	厚木市金田996	破砕　63t/7.45h
大森産業㈱	厚木市上依知2935-2	破砕　500ｔ/5h
江戸屋養豚場（古性　忠一）	厚木市上依知87	加熱　0.10ｔ/1h

オ　最終処分

区　　分	処理方法	実施主体
焼却残さ（焼却灰）	埋立	委託

（３）収集・運搬体制

本市の収集・運搬体制については、次のとおりです。

ア　家庭系ごみ

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>容　　器</th><th>収集回数</th><th>収集主体</th><th>収集場所</th></tr>
<tr><td colspan="2">もえるごみ</td><td>透明・半透明の袋</td><td>２回/週</td><td>直営（一部委託）</td><td>ごみ集積所
一部戸別</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>－</td><td>電話申込から１週間以内</td><td>直営</td><td>戸別（有料）</td></tr>
<tr><td rowspan="14">資
源</td><td>紙　類
【新聞、雑誌類、段ボール、紙パック、雑がみ、シュレッダー紙】</td><td>ひも
・雑がみは紙袋
・シュレッダー紙は透明・半透明の袋</td><td rowspan="11">１回/週</td><td rowspan="10">委託</td><td rowspan="11">ごみ集積所</td></tr>
<tr><td>布　類</td><td rowspan="5">透明・半透明の袋</td></tr>
<tr><td>缶　類</td></tr>
<tr><td>びん類</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>不燃資源物
(もえないごみ)
【金物類、ガラス類、陶器類】</td></tr>
<tr><td>廃食用油</td><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>乾電池</td><td>透明・半透明の袋</td></tr>
<tr><td>蛍光管・電球</td><td>購入時のケース他は透明・半透明の袋</td></tr>
<tr><td>温度計・体温計</td><td rowspan="2">透明・半透明の袋</td></tr>
<tr><td>プラスチック製容器包装</td><td>直営（一部委託）</td></tr>
<tr><td>せん定枝等</td><td>ひも･透明･半透明の袋</td><td>随時</td><td rowspan="2">委託（一部直営）</td><td>戸別一部
ごみ集積所</td></tr>
<tr><td>小型家電</td><td>－</td><td>２回/月</td><td>回収ボックス（20か所）</td></tr>
<tr><td>インク
カートリッジ</td><td>－</td><td>随時</td><td>－</td><td>回収ボックス（８か所）</td></tr>
</table>

イ　事業系ごみ

	区　　分	収集回数	収集方法等
一般廃棄物	もえるごみ （下記に属さないもの）	随 時	許可業者による事業所別収集又は排出者自らの運搬
	資源化可能な古紙 【新聞,雑誌,段ボール,ＯＡ古紙（コピー用紙,コンピュータ用紙など）,雑がみ（メモ用紙,郵便物,封筒,紙袋,空き箱など）】	随 時	

ウ　市が収集・運搬しないごみ（条例第 25 条関連）

（ア）有害性物質を含む物

（イ）著しく悪臭を発する物

（ウ）危険性のある物

（エ）容積又は重量の著しく大きい物

（オ）その他、市の行う処理に著しい支障を及ぼすおそれのある物

3　現計画の目標達成状況

現計画は、平成 27（2015）年度から令和２（2020）年度までを計画期間としており、令和２（2020）年度末の達成目標を次のとおり設定しています。

達成目標	減量化目標	家庭系ごみ	30%（平成 14 年度比）
		事業系ごみ	30%　〃
	資源化目標	家庭系ごみ	40%

目標の達成に向けて、様々な施策を展開してきましたが、家庭系ごみについて、減量化目標・資源化目標共に、目標値を達成することが難しい状況です。

本市の市民１人１日のごみと資源の排出量（原単位）について、基準年度である平成 14 年度は 912ｇで、現計画の目標値は 632ｇです。しかし、令和元（2019）年度は 661ｇ（速報値）であることから、目標値に及びませんでした。減量化率としては、目標値 30%に対して令和元（2019）年度は 27.6%（速報値）となっています。

市民１人１日当たりの資源（家庭系資源原単位）について、基準年度である平成 14 年度は 145ｇで、現計画の目標値は 254ｇです。しかし、令和元（2019）年度は 226ｇ（速報値）であることから、こちらも目標値には及びませんでした。資源化率としては、目標値 40%に対して令和元（2019）年度は 34.2%（速報値）となっています。

家庭系ごみは、家庭から排出されるごみと資源の総量であり、現計画では、その総量の減量を目標としていることから、家庭系ごみの減量化率が向上する

一方で、資源化率が減少してしまう矛盾が生じていました。こうしたことから、本計画の策定に当たっては、目標値の設定方法を見直していく必要があります。

【現計画の目標値の矛盾点のイメージ】

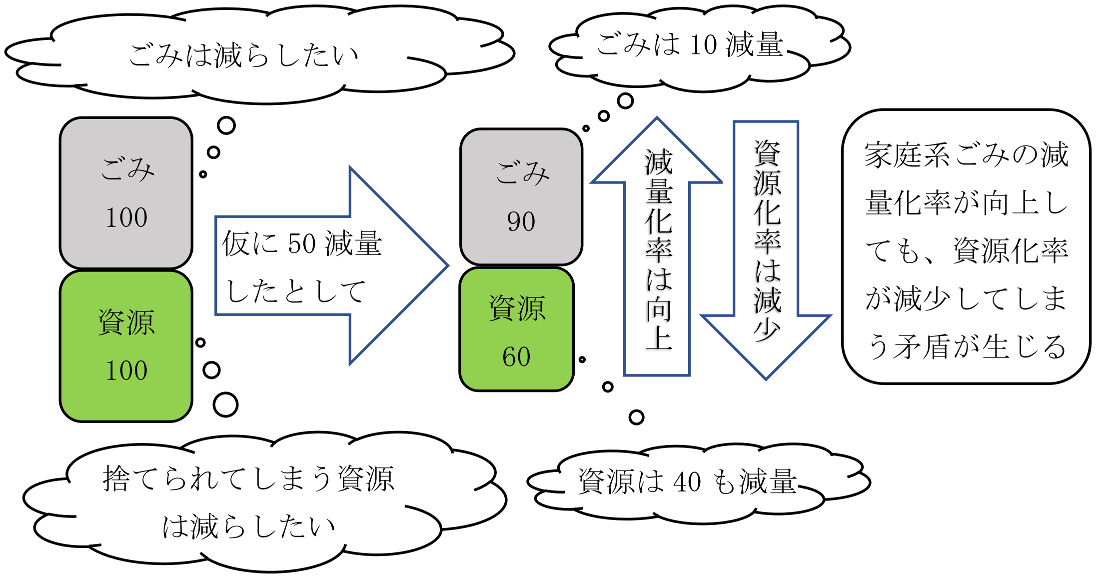

事業系ごみについて、基準年度である平成 14 年度は、27,717ｔで、現計画の目標値は 19,400ｔです。令和元（2019）年度は 19,374ｔ（速報値）であることから、目標を達成しています。減量化率としては、目標値 30%に対して令和元（2019）年度は 30.1%（速報値）となっています。

4　ごみの減量化・資源化に向けた本市の現状と課題

現計画における本市の現状を分析し、次のような課題を抽出しました。

（１）家庭系ごみ（減量化目標 30%、資源化目標 40%）

ア　現状

（ア）減量化目標

ごみの総排出量における減量化率は令和元（2019）年度が 27.6%（速報値）となり、微量ではありますが年々向上しています。しかし、資源回収量についても減量が進んでいることから、ごみを減量して資源を増やすという本来の目標値での減量が達成できていません。

また、焼却量についても、現計画における最終目標値の 51,774ｔは、未達成の状況です。

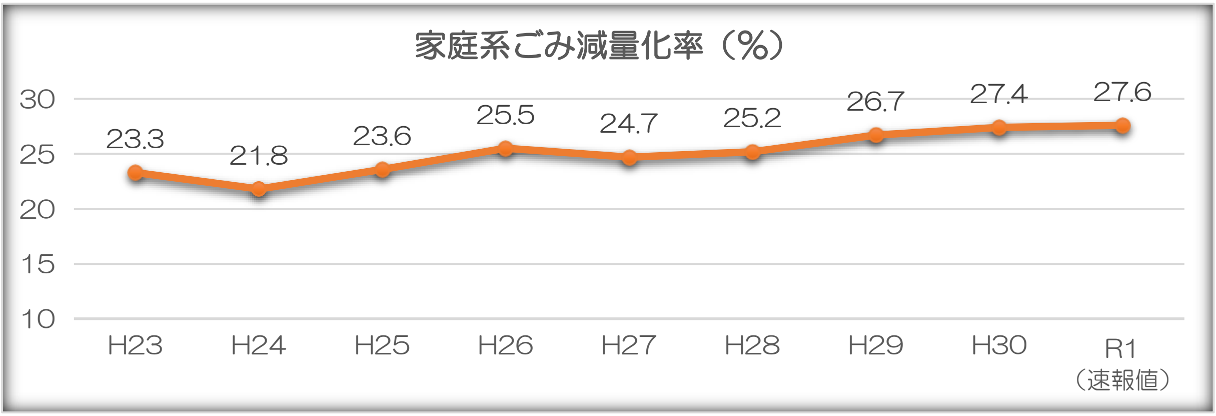

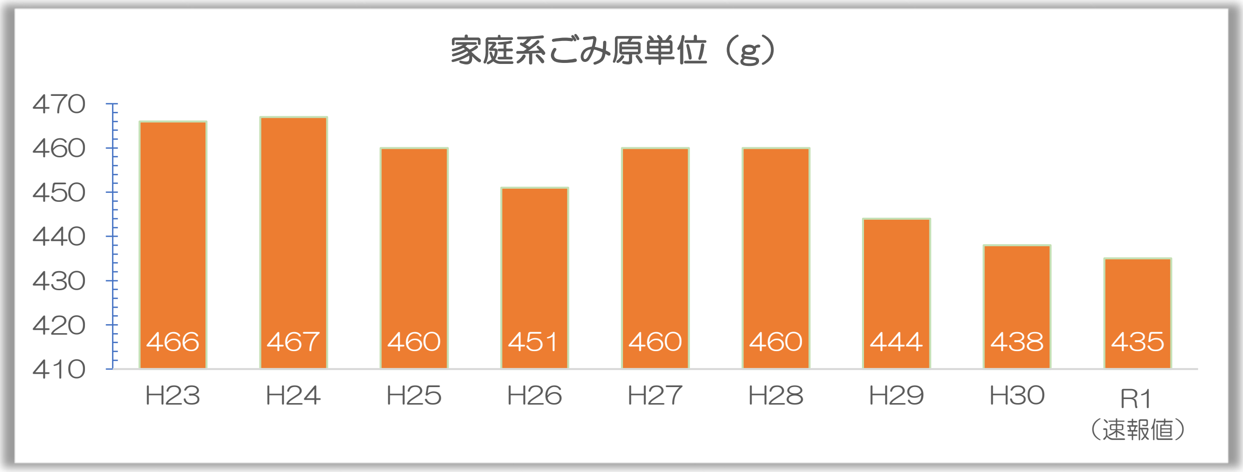

（イ）資源化目標

資源回収量は平成 24（2012）年度をピークに減量傾向が続き、資源化率については横ばい状態となっています。資源化率は令和元（2019）年度が 34.2%（速報値）となり、目標値の 40%からは大きく乖離しています。

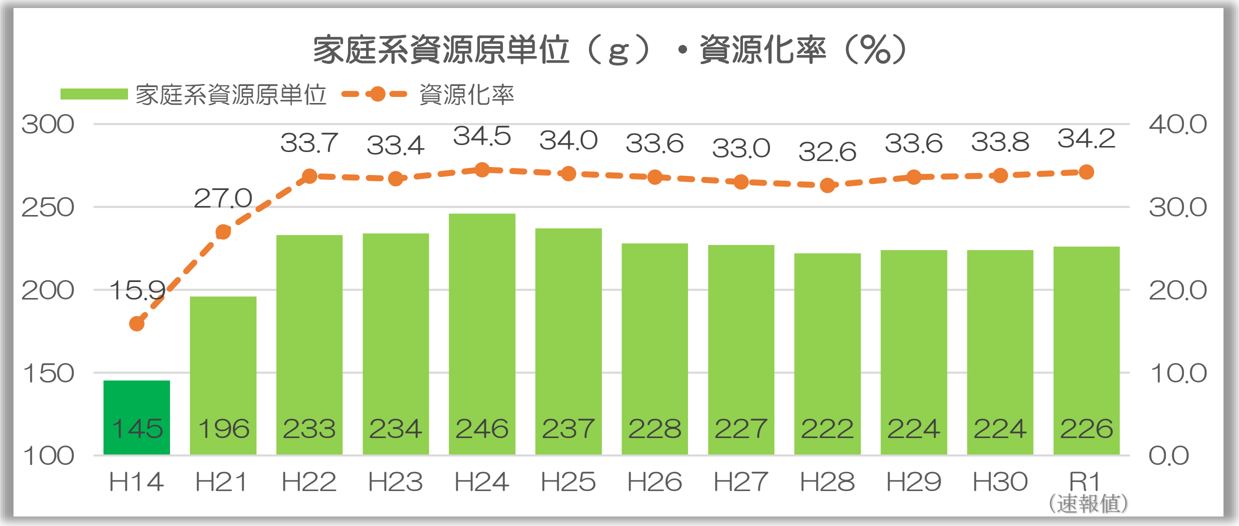

イ　課題

（ア）減量化

「もえるごみ」の大半を占める生ごみについては、食品ロス等の削減を始め、生ごみ処理機等を利用した事業所・家庭内処理による更なる減量及び資源化の推進等が課題となります。

また、新ごみ中間処理施設の整備目標との整合を図り、ごみの減量に向けた施策を展開する必要があります。

（イ）資源化

資源品目については、紙類を中心に回収量が逓減しています。材料の軽量化、店頭回収の普及及び消費量の低下等を調査し、原因を明らかにした上で、今後の想定回収量を把握する必要があります。

また、「もえるごみ」への混入率が高い、「雑がみ」、「せん定枝」及び「プラスチック製容器包装」の分別徹底を促すほか、新たな資源品目の選定等も検討する必要があります。

（ウ）収集方法

超高齢社会への対応や、子育て世代等のごみ出しの負担軽減を図るため、より良い収集方法を検討していく必要があります。

（２）事業系ごみ（減量化目標 30%）

ア　現状

事業系ごみは、令和２（2020）年度末の減量化目標（30%）を既に達成していますが、平成 30（2018）年度実績において、市民１人１日当たりの排出量（事業系ごみ原単位）は県内 19 市で２番目に多くなっています。複数の大規模事業所がゼロ・ウェイストを達成する一方で、依然として大規模小売店舗や医療福祉施設等の多量排出事業者が多い状況です。

イ　課題

事業系ごみ搬入時の内容物検査を強化する等の対策により、不適正排出の根絶や分別の徹底を図るとともに、取組成功事例を教示する等、事業者と協働して減量や資源化に取り組む必要があります。

また、生ごみ等の資源化が可能な品目を事業者に積極的に情報提供し、利用してもらうための施策を展開することが課題となります。

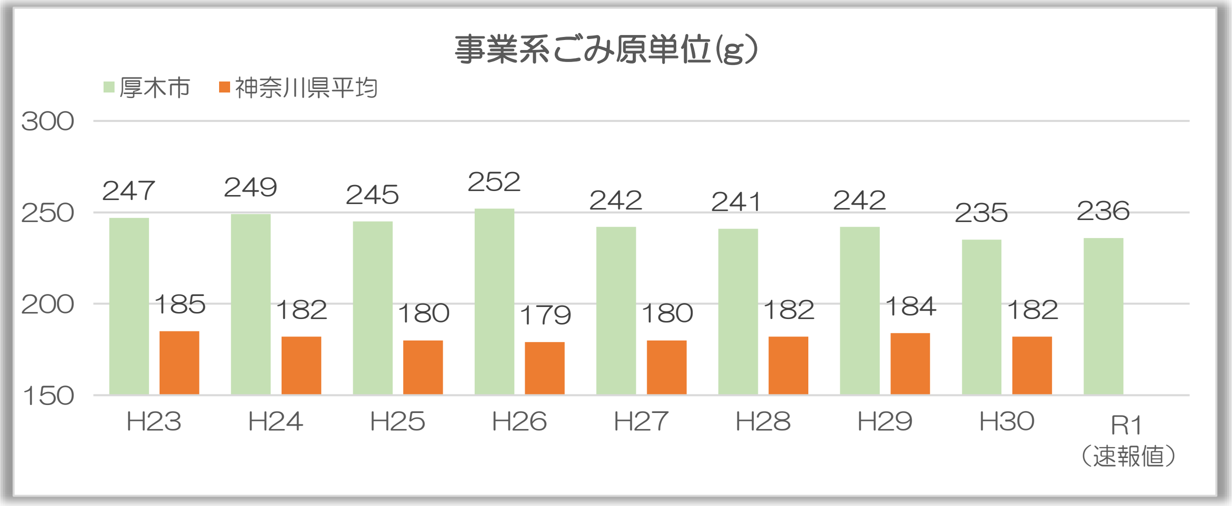

第２章　計画の基本的な考え方

１　策定の基本的な考え方

本計画の策定に当たり、次の事項を基本的な考え方として取り組みます。

（１）現状の詳細な分析と課題の整理

現状を分析することにより、ごみの減量や資源化に向けた課題を明確にします。

（２）食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロス削減の取組

法の趣旨に則り、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び行政が一体となった食品廃棄物の発生抑制を図ります。

（３）ごみ処理や資源化の明確な目標の設定

廃棄物を取り巻く社会情勢を踏まえ、排出量等の詳細な統計分析を行うとともに、将来の本市の廃棄物のあるべき姿を明確にし、適正な目標を設定します。

（４）家庭系一般廃棄物の更なる減量と資源化の推進

ごみの減量（リデュース、リユース）を推進し、廃棄後はより多くの品目が資源化（リサイクル）される取組を、市民の利便性を保ちながら推進します。

（５）事業系一般廃棄物の更なる減量と資源化の推進

排出事業者の自己処理に委ねるだけでなく、行政と収集運搬許可業者を加えた三者で協働し、更なるごみの減量や資源化を推進します。

（６）ごみ出しの負担軽減に向けたより良い収集方法の検討

超高齢社会への対応や、子育て世代等のごみ出しの負担軽減を図るため、現行の収集体制のメリット及びデメリットを精査し、より良い収集方法を検討します。

（７）ＳＤＧｓの達成を目指した取組

ＳＤＧｓにおける次のターゲットに重点的に取り組みます。

12.3　2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

12.5　2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

2　基本目標及び達成目標

現計画における基本目標及び達成目標を踏まえ、新ごみ中間処理施設の整備目標との整合を図る基本目標及び達成目標を設けます。

【参考】現計画の基本目標及び達成目標

基本目標	「持続可能な循環型社会の実現」			
達成目標	減量化目標	家庭系ごみ	30%	（平成 14 年度比）
		事業系ごみ	30%	〃
	資源化目標	家庭系ごみ	40%	

【参考】新ごみ中間処理施設の施設規模（厚木市分）

生活系ごみ	焼却量（ｔ/年）	30,694
	破砕量（ｔ/年）	1,659
事業系一般廃棄物	焼却量（ｔ/年）	14,932
	焼却量合計	45,626

3　基本方針（案）

基本目標を達成するために、次のとおり基本方針（案）を定めます。

（１）３Ｒの推進による家庭系ごみの減量化・資源化

（２）事業系ごみの更なる減量化・資源化

（３）安定的なごみ処理体制の確立
（４）市民協働による計画の推進

第３章　計画の実現のための施策

１　目標実現に向けた実施方針（案）

４つの基本方針（案）を実現するために、基本方針（案）のそれぞれに対する実施方針（案）を定めます。

（１）３Ｒの推進による家庭系ごみの減量化・資源化

ア　生ごみの減量化・資源化
イ　プラスチック製容器包装及び雑がみの資源化の推進
ウ　せん定枝の資源化の推進
エ　新たな品目の資源化の推進
オ　家庭系ごみの有料化の検討

（２）事業系ごみの更なる減量化・資源化

ア　食品ロスの削減
イ　紙類の更なる資源化
ウ　多量排出事業者への指導及び情報提供
エ　内容物検査実施による不適正排出への指導

（３）安定的なごみ処理体制の確立

ア　新ごみ中間処理施設の整備
イ　資源化センター再整備の検討
ウ　戸別収集を含めた収集体制の検討

（４）市民協働による計画の推進

ア　環境学習及び環境教育の充実
イ　不法投棄防止のための地域との協働
ウ　ごみ対策協議会、自治会連絡協議会などとの連携の強化

２　計画を進めるための具体的な施策の展開

本計画の基本目標、基本方針（案）及び実施方針（案）を踏まえた上で、それを達成するための具体的な施策を展開していきます。

３　実施体系及び各主体の役割

基本目標、基本方針（案）及び実施方針（案）を体系化することで、分かりやすく整理するとともに、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び行政それぞれの役割を明確にします。

【参考（実施体系及び各主体の役割のイメージ）】

【達成目標】　家庭系：減量化--%（現計画 30%：平成 14 年度比）
資源化--%（現計画 40%）
事業系：減量化--%（現計画 30%：平成 14 年度比）

基本目標（現計画）	基本方針（案）	実施方針（案）
持続可能な循環型社会の実現	３Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化	生ごみの減量化・資源化
		プラスチック製容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進
		せん定枝の資源化の推進
		新たな品目の資源化の推進
		家庭系ごみの有料化の検討
	事業系ごみの更なる減量化・資源化	食品ロスの削減
		紙類の更なる資源化
		多量排出事業者への指導及び情報提供
		内容物検査実施による不適正排出への指導
	安定的なごみ処理体制の確立	新ごみ中間処理施設の整備
		資源化センター再整備の検討
		戸別収集を含めた収集体制の検討
	市民協働による計画の推進	環境学習及び環境教育の充実
		不法投棄防止のための地域との協働
		ごみ対策協議会、自治会連絡協議会などとの連携の強化

⇕

市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び行政の協働による取組

⇕

- 市民（滞在者を含む。）の役割
- 環境保全等活動団体の役割
- 事業者の役割
- 行政の役割

第４章　計画の推進体制と進捗管理

１　計画の効果的な推進に向けて

（１）情報の提供

本計画の目標を実現するために、地域の環境課題や廃棄物の現状、日常生活での配慮などを広く周知する必要があります。

そのため、市ホームページや広報あつぎなど、様々な手段により情報を提供する必要があります。

（２）各主体の連携

各主体が、それぞれの役割を果たすためには、個々の活動だけではなく、積極的な情報の共有や意見交換などを行う必要があります。

（３）推進体制

本計画を推進するため、ごみ対策協議会などに積極的に意見を求めることとします。

２　計画の進捗管理

（１）計画内容の周知

本計画を推進するためには、多くの市民の皆様に本計画の基本目標、基本方針、実施方針及び各主体の役割について知っていただく必要があります。

そのため、本計画について、市ホームページなどを活用して広く周知する必要があります。

（２）計画の進捗管理

本計画を推進する中で、目標実現に向けた施策が実施されているか、十分な成果を上げているかなど、期限を定めた指標等を用いて評価していく必要があります。その達成状況や取組の進捗状況を把握し、必要に応じて内容の見直し等を行う必要があります。

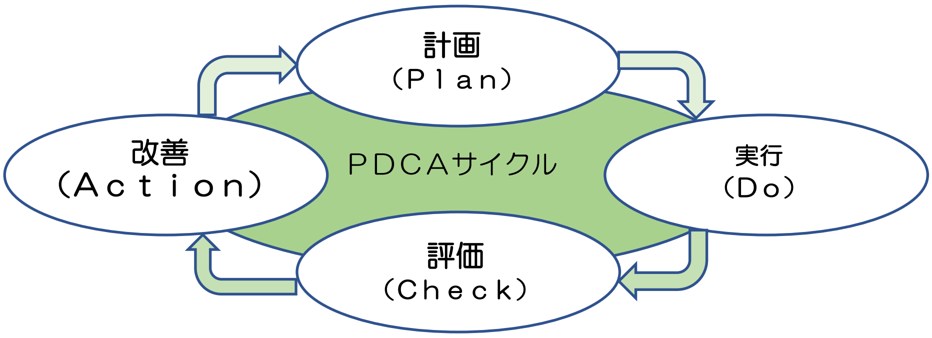

Ⅲ　生活排水処理基本計画

第１章　生活排水処理の動向

１　生活排水処理の動向

現計画（平成27年３月）策定以降の社会情勢等廃棄物を取り巻く環境が変化しており、国・県等の動向を踏まえて定めます。

（１）生活排水の主な動向

ア　国際動向

持続可能な開発目標（SDGs）採択　（平成27年９月 国連）

イ　県等の関連する計画

（ア）かながわSDGs取組方針　（平成30年12月）

（イ）神奈川県生活排水処理施設整備構想　（平成31年１月）

第２章　計画の基本的な考え方向

１　策定の基本的な考え方

（１）生活排水処理基本計画

ア　現状と課題

現計画期間において本市の現状を分析し、次のような課題を抽出しました。

（ア）河川水質の状況

ａ　現状

平成25年度から平成30年度の市内４河川の常時監視によるＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）の状況は、75％水質値がいずれも0.8ｍｇ／Ｌから1.5ｍｇ／Ｌとなっており、環境基準値2.0ｍｇ／Ｌの範囲内で水質が保たれています。

主要河川のＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）75%水質値の経年変化

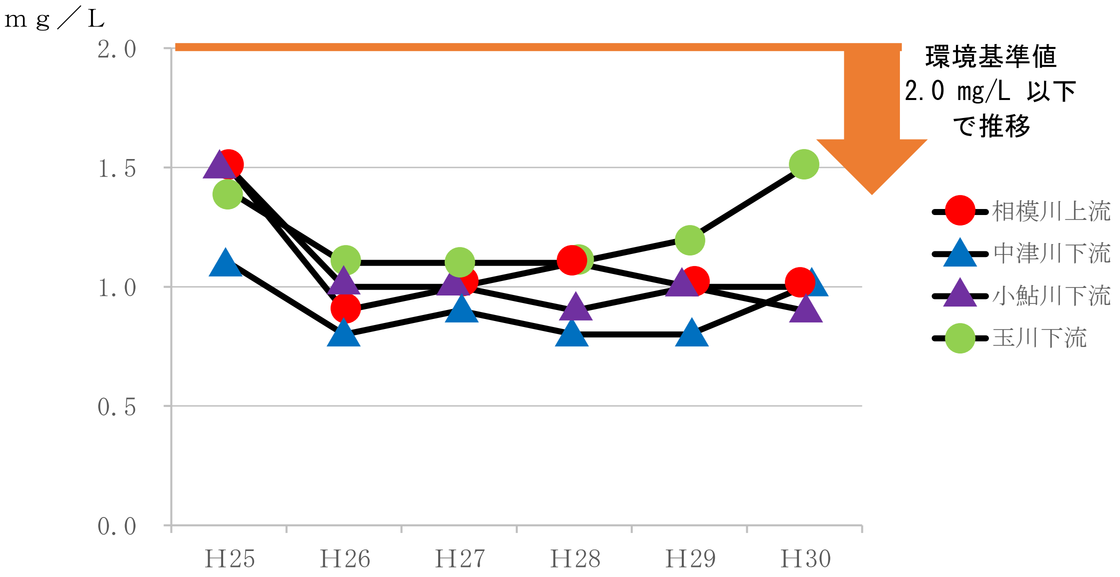

注 1.　市内４河川・・・神奈川県の公共用水域水質測定計画で定める河川です。相模川上流、中津川下流、小鮎川下流、玉川下流です。

注 2.　ＢＯＤ・・・・・生物化学的酸素要求量。水中の汚染物質（有機物）が微生物により無機化又はガス化されるときに必要とされる酸素量。数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

注 3.　75%水質値・・・1 年間で得られた全ての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方から数えて 75%目に該当する日平均値のこと。

注 4.　環境基準値・・・環境基本法の規定に基づく基準値

b　課題

河川の水質については、環境基準値以下の数値となっていますが、中津川下流と玉川下流では、近年、数値の上昇傾向が見られます。

（イ）生活排水処理率の状況

a　現状

生活排水処理率は、平成 26 年度が 92.9%ですが、平成 30 年度では 93.5%となっており、約 0.6%向上しています。

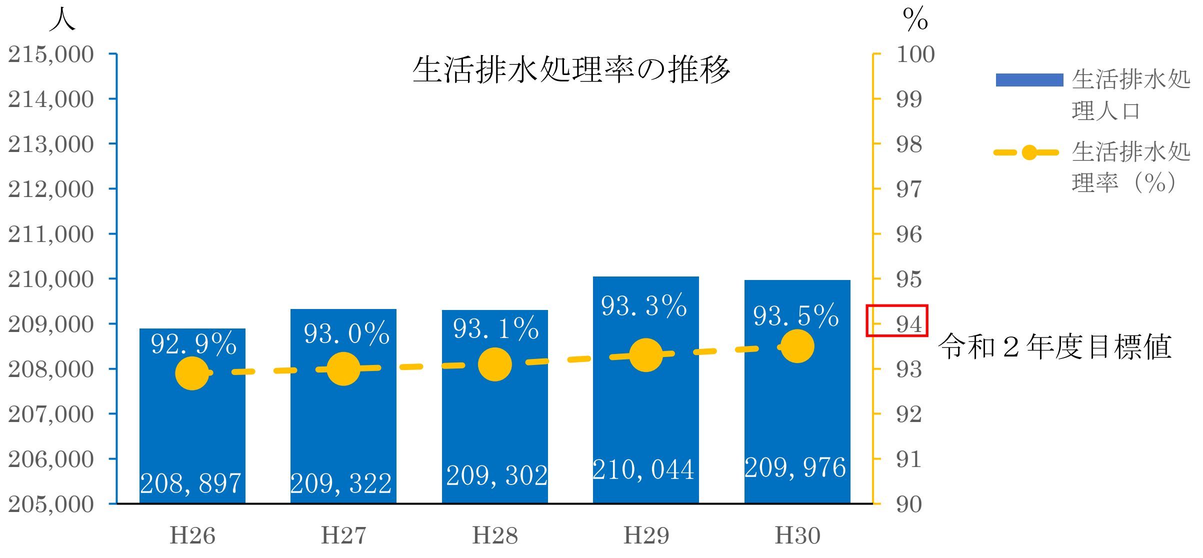

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水を除いたものが生活雑排水です。また、生活排水処理率とは、住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口（下水道処理人口と合併処理浄化槽人口の合計）の割合です。

b　課題

生活排水処理率の向上のためには、公共下水道整備の推進とともにくみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換の促進が必要です。

（ウ）公共下水道の状況

a　現状

本市の市街化区域内の下水道普及率は、平成 30 年度現在 99.9%に及んでおりますが、一方で、市街化調整区域においては整備が進んでおりません。

このような状況から、平成 30 年 8 月に市街化調整区域における下水道整備区域が決定されました。第 1 期では、主に市街化区域に近接した家屋が密集する区域や小学校・病院等の大型施設が含まれる区域などについて、令和 8(2026) 年度末までに優先順位の高い区域から整備を進め、その後、その他

の整備区域については、令和 12（2030）年度末までに整備を予定しています。

b　課題

市街化調整区域においては、公共用水域における河川水質の向上のため、計画どおり公共下水道の整備を進めることが必要です。

（エ）合併処理浄化槽等の設置状況

a　現状

市では、下水道整備区域外で、くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合に、補助金を交付しています。平成元年度から平成 30 年度までの累計補助金交付基数は 2,503 基、市全体の合併処理浄化槽基数は 3,927 基、くみ取便槽及び単独処理浄化槽基数は 1,802 基となっています。

合併処理浄化槽等の設置基数累計

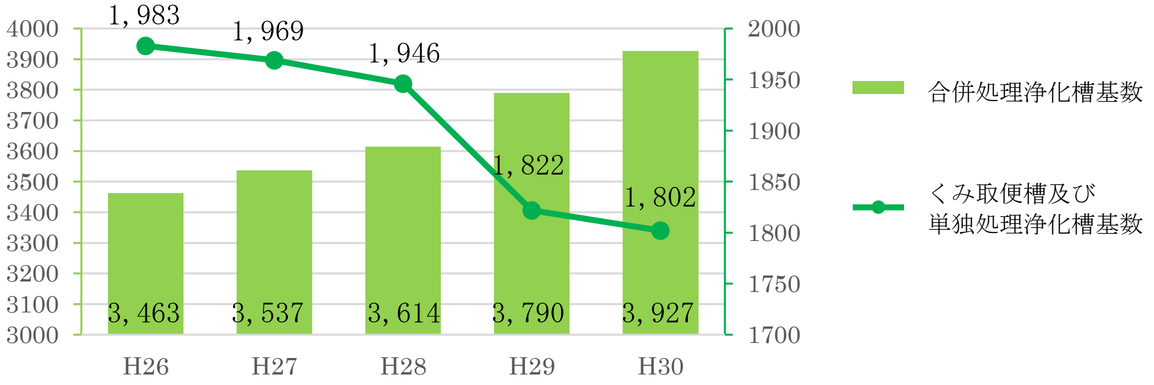

33	18	16	49	67	補助金交付実績（年度別基数）

b　課題

既存家屋において、合併処理浄化槽へ転換する動機付けのため補助金の活用が必要です。

イ　基本目標及び達成目標

現計画における基本目標及び達成目標を踏まえ、生活排水処理対策に取り組みます。

【参考（現計画）】

基本目標　「良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止」

達成目標　生活排水処理率　令和２年度目標値　94％

ウ　基本方針

次期計画策定に当たり、次の事項を基本的な考え方として取り組みます。

（ア）下水道整備の推進

相模川流域関連厚木公共下水道事業計画に基づき整備を推進します。

（イ）合併処理浄化槽の普及促進

くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

エ　次期計画の体系

基本目標及び達成目標を実現するため、基本方針、実施方針、具体的な施策を定めます。
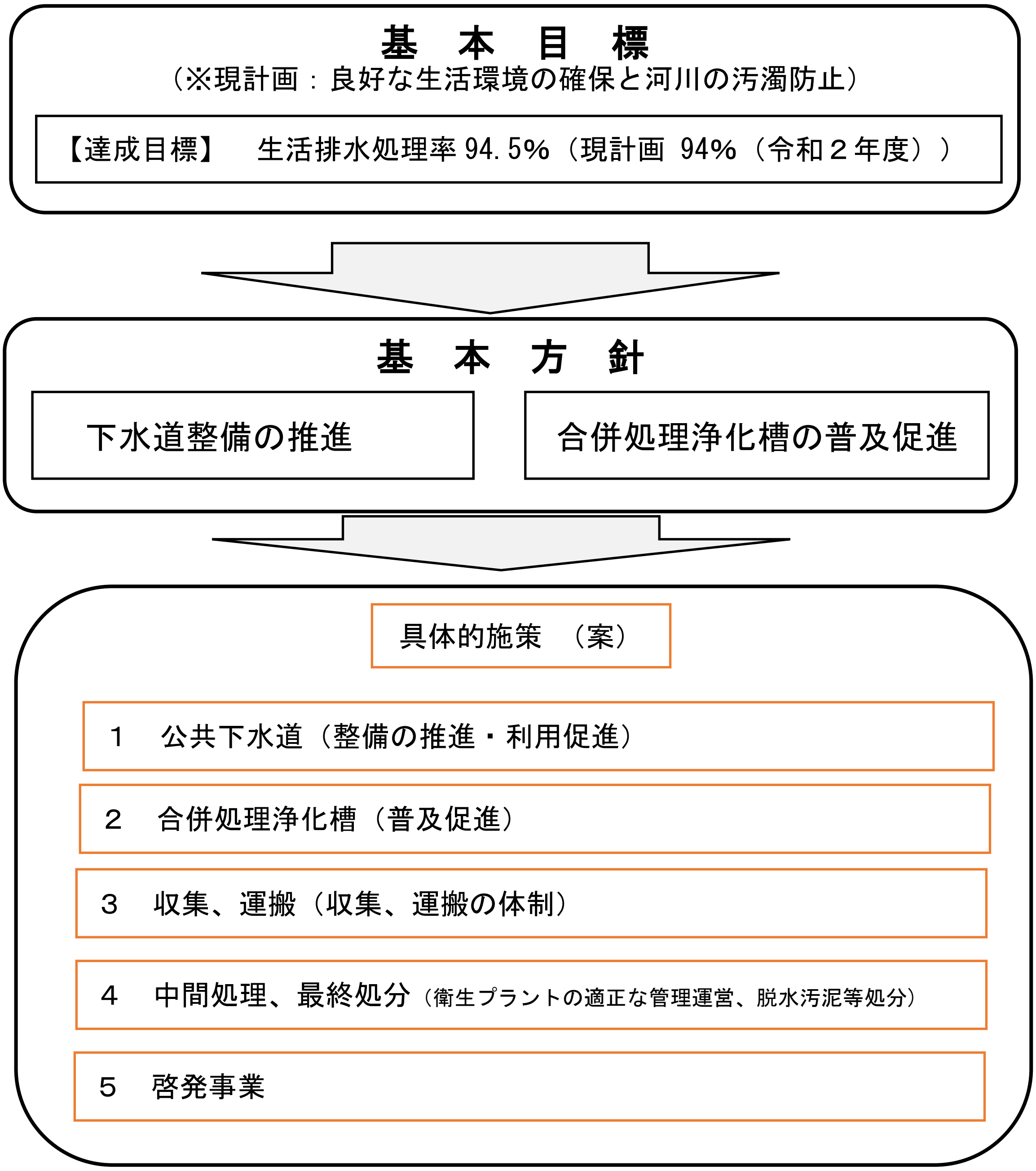
【参考（体系と各主体の役割のイメージ）】